

令和6年第3回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和6年3月26日（火曜日）午前10時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	小谷野守男
教育委員	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	井橋 貞夫
教育参事	伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長	森川 和典
学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	笠井 博貴
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	豊島 寿
図書館課長	樋口 康代
文化芸術課長	飯山貴与子
総務部次長兼安全安心対策課長	斉藤 理昭
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔
7. 議 題

報告第 6号	地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について（非公開）
議案第 7号	取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
議案第 8号	取手市教育委員会への派遣職員について（非公開）
議案第 9号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第10号	取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第 1 1 号 取手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱について
- 議案第 1 2 号 取手市文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 1 3 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 議案第 1 4 号 取手市学校医の委嘱について
- 議案第 1 5 号 取手市学校産業医の委嘱について
- 議案第 1 6 号 取手市学校歯科医の委嘱について
- 議案第 1 7 号 取手市学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 1 8 号 取手市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 1 9 号 取手市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第 2 0 号 取手市立公民館長の任命について
- 議案第 2 1 号 取手市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 2 2 号 取手市体育施設運営委員会委員の委嘱について
- 報告第 2 号 令和 6 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 3 号 令和 6 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
(取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について)
- 報告第 4 号 令和 6 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
(令和 5 年度取手市一般会計補正予算(第 1 2 号)の同意について)
- 報告第 5 号 令和 6 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
(令和 6 年度取手市一般会計予算の同意について)
- 報告 5 第 3 回取手市部活動地域移行推進協議会に関する報告について
- 報告 6 令和 5 年度取手市教育支援委員会審議者数について
- 報告 7 寄附の受け入れについて
- 報告 8 寄附の受け入れについて
- 報告 9 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 令和 6 年第 1 回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告及び議決結果等の報告について
- (2) 4 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 10 時 00 分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和6年第3回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることといたします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。項目が多くて10点になりますので、少しかいつまみながら御説明をさせていただきます。

4月1日以降の教育委員会の体制についてということで、令和6年3月31日付けをもちまして、小谷野委員が辞職されます。私も辞職ということになります。このことにつきましては、教育委員会及び市長から同意をいただきました。これを受けまして、取手市議会定例会におきまして、市長から、後任の教育長として、現在の取手西小学校の校長でございます石塚康英氏の選任同意を求める議案及び後任の教育委員として戸部明彦氏、元取手第一中学校校長の選任を求める議案が提出されまして、いずれも議員全員の賛成により選任の同意がなされました。また、3月31日任期切れを迎えます猪瀬哲哉委員につきましても、4月1日以降の再任が議員全員の賛成により同意をされております。この結果を受けまして、4月1日付けで猪瀬哲哉委員、石塚康英氏、戸部明彦氏にそれぞれ任命状が市長から交付される予定になってございます。下に4月1日以降の委員の名簿が記載してありますので、御確認をお願いしたいと思います。

ここで、小谷野委員からお話をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○教育委員（小谷野守男）

皆さん、長きにわたりまして教育委員という立場で、取手市の教育行政に少しだけ関わらせていただきました。本当にありがとうございました、感謝申し上げます。特に学校現場を離れました後に、小学校や中学校を訪問させていただいて、子どもたちを直接、顔を見たり、活動の様子を見せていただく機会に恵まれたというのは本当にありがたかったなという思いです。今後は、一市民として、学校へも少し関わらせてもらいながら、また社会教育の分野でも少し御協力できる場所は、御協力していきたいなというふうに考えておりますので、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

〔拍手〕

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員、誠にありがとうございました。これからも教育につきまして、よろしくをお願いしたいと思います。

○教育委員（小谷野守男）

厳しく見てまいりたいと。

〔笑い声〕

○教育長（伊藤 哲）

そうですね、批判の目も期待していますのでよろしくお願いします。

それでは2点目です。取手西小学校で脱炭素チャレンジ広場の植樹会が行われましたということで、こちらについては3月8日にサステナブル学習のまとめの活動ということで行われました。これは4年生の児童が、脱炭素に向けていろいろなアイデアを出しているわけですが、これも植樹会につきましても、授業で出た児童のアイデアの一つの具現化ということで行われたところでございます。当日は、県内の農林事務所のほうからおいでいただきまして、森林・林業の説明を受けた後に、花粉が少ないスギやモモなどの果樹の苗木を校庭の脱炭素チャレンジ広場に植えたということでございます。来年度につきましても、取手市サステナブル学習プロジェクトの実施校を12校に広めまして、植林活動も取り入れながら、より一層、脱炭素に向けた取組を行っていく予定となっております。

続いて3点目です。アーティスト銀職人 MARO（マロ）さんの講演会が行われましたということで、こちらについては3月8日、戸頭中学校のほうで全生徒に向けて行われたところでございます。MARO さんから、まず中学校に漆喰アート「大切なことは土の中」という作品が贈られまして、その披露ということでございます。その中で、MARO さんから講演がございまして、御自身がどうしようもなかった生き方、人生があって、それを変えたきっかけや、暮らす中で合わない人は必ず世の中にいる、でも、そのことを受入れて周りの方に対して攻撃しないということが大切という御自分の人生観を語っていただきました。この子どもたちが講演が終わった後、校長室に訪ねてきて、その様子が一番下の右の写真に載っているところでございます。子どもたちにとっても非常に心に残る講演になって、作品になったかと思えます。以上でございます。

4点目です。食品ロス削減献立の提供についてということで、こちらにつきましては、市と江戸川学園取手中・高等学校の調理同好会の有志が共同で給食の献立を考案しまして、2月19日（月曜日）に「とりとり（取鶏）おから丼」「いばらきを食べようみそ汁」「おひたし」が、市内小中学校・保育所（園）で統一献立として提供されたところでございます。さらに同じ日に、市内の飲食店3店舗でも同じ献立をアレンジした料理を市民向けに提供していただいたところでございます。

続いて5点目です。学校運営協議会の開催についてということで、藤代小学校、白山小学校で5回・6回目の学校運営協議会が行われたところでございます。2つの学校とも、学校評価に基づく結果の報告とグランドデザインについて協議を行ったところでございます。寺原小学校のほうでは3月25日に最後の活動ということで、今年度の活動は終了となりました。

続いて6点目です。「もうすぐ春だよ！おはなし会」の開催についてということで、とりで・子どもの本の会と取手図書館との共催イベントということで行われたところでございます。2月23日、福社会館で開催いたしました。「絵本と遊ぼう」をテーマにしまして、読み聞かせ、紙芝居、手遊び、絵本の展示、折り紙工作などで、大人と子どもと一緒に楽しい時間を過ごしたということで、61名の方にお越しをいただきました。

続いて7点目です。令和5年度取手市長賞美術部門の受賞者の決定ということで、第72回東京藝大卒業・修了作品展の出展作品の中から2点が取手市長賞を受賞したところでございます。作品の1点目は油画ということで、深海絵里香さんの作品でございます。その下に作品写真がでございます。こちらについては、3月22日か

ら 31 日まで、取手アートギャラリーのほうで展示される予定になってございます。もう一つは、工芸の鋳金で「よりどころ」という作品名で、岡本美里さんの作品でございます。公開は調整中ですよ。今後、調整中ということでございます。

続いて 8 点目。同じく取手市長賞ということで、こちらは音楽分野の受賞者の決定ということになります。こちらにつきましては作曲と、邦楽の箏曲の部門でそれぞれ藤井登生さん、城戸さくらさんに贈られることになってございます。この記念講演会につきましては、今年 12 月に、市民会館のほうで開催する予定になってございます。

同じく美術関係の御報告ですが、ストリートアートステージ新しい作品の追加についてということで、取手駅の東口歩道沿いのストリートアートステージ（屋外作品展示台）に、藝大の学生 2 人の新しい作品 2 点の展示を行ったところでございます。柴田まおさんと相原彩七さんのそれぞれの作品でございます。この作品を追加いたしまして、7 基全てのステージに作品がそろったところでございます。これはリーフレットをお配りしているんですかね。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

はい。

○教育長（伊藤 哲）

そちらのほうで全作品を御確認いただければと思います。

最後 10 点目です。初開催ということで、妊産婦向けのコンサートを 2 月 20 日、ウェルネスプラザのほうで開催したところでございます。東京藝大のサクソ四重奏の演奏があったところでございます。こちらにつきましては、妊産婦 45 人、介助者 12 人、子ども 46 人ということで、合計で 103 名の方にお楽しみいただきました。感想といたしましては、美しく、力強い音色で、すてきな時間でしたということとか貴重な機会となったということで、また、こういった機会をつくっていただければという声があったところでございます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告第 6 号、議案第 7 号及び議案第 8 号につきましては、教育委員会事務局職員の人事に関する案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第 6 号、議案第 7 号及び議案第 8 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 6 号、議案第 7 号及び議案第 8 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

傍聴の方が退席されましたので、引き続き会議を再開といたします。

報告第 6 号、地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について、議案第 7 号、取手市教育委員会事務局職員の人事について、以上 2 件は関連する内容でございますので一括して議題といたします。

本件についての説明を井橋教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第6号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。続いて議案第8号、取手市教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。非公開とした件の議事が終了いたしましたので会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは会議を再開いたします。

議案第9号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件の説明を長塚子ども青少年課長お願いいたします。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課、長塚です。それでは、議案第9号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

提案理由につきましては、取手市放課後子どもクラブに放課後児童支援員等のリーダーとなる放課後児童主任支援員制度を導入するため、本規則の一部を改正するものでございます。

御手元に配付した資料のほうを御覧いただき、説明をさせていただきたいと思っております。取手市放課後子どもクラブに主任支援員を配置する目的ですが、これまで各放課後子どもクラブの所長や保護者から、相談や苦情報告をどの支援員にしたらよいのかという問合せを多くいただいております。また、放課後子どもクラブにはリーダー的なベテラン支援員はいましたが、主任のような明確な職はなく、放課後子どもクラブの運営にも課題がございました。このような背景から、今回、放課後子どもクラブにおける苦情窓口、学校との連絡窓口の一本化、組織体制の強化を図るため放課後児童主任支援員を配置するものであります。

主な役割ですが、主任支援員は、支援員、補助員を総括し、保護者対応や苦情対応の窓口となり、業務の内容についてはこれまでと同様ですが、規則改正により苦情対応窓口の明確化、クラブの組織体制の強化を図ることを目的としております。また、学校や子ども青少年課との連絡窓口としての役割も担います。

令和6年度の配置人数ですが、取手地区2か所、白山と取手、それから藤代地区2か所、宮和田と久賀の4か所の放課後子どもクラブに配置を予定しており、その後順次、任用配置していく予定でございます。これらの4か所の放課後子どもクラブにつきましては、建物の構造などに課題があるクラブであることから、主任支援

員の配置を優先して行っていく予定です。

今回任用していく主任支援員は、いずれもリーダーとして実績や経験がある支援員となります。主任支援員を放課後子どもクラブに配置後は、主任支援員会議を定期的開催することにより、育成や情報共有を行う予定でございます。

資料の裏面を御覧ください。主任支援員配置後の組織図ということで、主任支援員のほうが左側の中段に配置されておりますが、所長、主任支援員、支援員、補助員というような形で、まずクラブの組織がございまして、そのほかに学校、それから子ども青少年課と右側のほうに配置されております。これら主任支援員と学校、子どもクラブとの連携という形が、この図で分かるかと思えます。

それから、他市町村の主任支援員の配置状況についてなんですが、昨年11月に以下の市町村の調査を行った際、いずれの市町村でも主任又は統括を配置しているということがわかりました。配置している市町村につきましては、守谷市、つくばみらい市、牛久市、我孫子市となっておりますが、牛久市のみ公設公営であり、他市は民間委託事業者が運営しております。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、議案につきましての説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今まで不便だったところ、苦情窓口、学校との連携窓口の一本化ということで大変意義のあることだと思います。資料の裏面、各市町村の主任業務の内容に大分ばらつきがあるようですけれど、取手市の場合は、議案のほうにありました条例施行規則のほうに内容は記載されていますが、こちらあくまで条例施行規則ということで、連絡調整及び支援員等に対する必要な指示を行うものとするということで、大変幅を持った内容になっています。具体的にどういったことをするのかというのは、これから詰めていくものでしょうか。

また、もう1点ですが、主任支援員が置かれたということで、支援員、補助員と学校との連絡のほうはうまくいくかと思いますが、行政、子ども青少年課側の受け手ですけれど、これは子ども青少年課にある子どもスクール係が統括として担当するものでしょうか。この2点お願いします。

○教育長（伊藤 哲）

長塚課長お願いいたします。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えいたします。まず1点目の、他市における主任支援員の業務のばらつきにつきましては、これは民間委託事業者の場合には、支援員、補助員等につきましても社員ということになります。その中で、大きく責任というものを持った業務内容というものが与えられているところですが、当市におきましては、主任支援員も会計年度任用職員で現在任用を考えております。その中で、どこまで責任を持たせられるかというところを考えた上で、業務のほうは支援員等の統括、それから保護者との連絡調整、支援員等に対する必要な指示というふうに定めたところであります。細かい業務内容につきましては、これから主任支援員とも話し合いを行いながら考えていくところでございます。

それから次に、子ども青少年課の窓口ということなんですが、これは委員がおつ

しゃるとおり、子どもスクール系のほうが統括となります。民間企業におきましては、主任支援員の上に統括という職の職員を配置しており、3クラブから4クラブに統括が配置しているところです。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

一つ御質問します。これまで対応していらっしゃる人数に、プラス1名という考え方でよろしいでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

長塚課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えします。現在考えている配置につきましては、現状4月から、4月以降に順次配置していくようになるんですが、当然、その時点で1人追加というわけにはいきませんので、まずは主任支援員を配置した後に1人追加という求人を出して、その適任者が見つかった時点で追加で配置していくということを考えております。

○教育委員（小谷野守男）

微妙な発言で、感想から言おうかなと思うんですけど、とりあえず主任になれる方の人選については、スムーズに今後進めていけそうな状況はあるということにとらえてよろしいでしょうかね。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

主任支援員の人選については、ある程度目星はつけてございます。今後、交渉してスムーズにいくような形になるかとは思いますが、先に主任支援員を配置した後に、主任支援員の分が各現場では支援員の数としては1人減るわけですから、その後は人員のほうを補充配置していくことを考えております。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

よろしくをお願いします。1人増えるというのは大きいと思いますしね。内容充実させながら、子どもたちも親も安心して生活できるような状況をぜひつくっていただけるようお願いしたいと。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

今、委員の質問を確認したかったんですが、1人加配ということで理解しました。会計年度任用職員ということなんですけど、こういう主任支援員で継続性が大事なので、会計年度任用職員ですけど柔軟な雇用で、なるべく継続してもらえようことを対応していただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第10号、取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。議案第10号、取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、市民ギャラリーの利用申請について、受付の事務取扱いの実情に合わせるとともに、利用者の利便性向上に資するため、所要の改正を行うものです。

参考資料4ページを御覧ください。改正の要旨といたしましては、3条1項2号につきましては、利用の申請について改正するものです。申請受付から決裁、利用者納金、それからの承認という流れは約3週間かかっているという実情に合わせて、利用日の7日前から3週間前までとしたものです。また、「抽選が行われない場合」と明記したことで、抽せん会をしないこともあり得るということを示しました。実際、抽せん会に御参加する人数が減っているということも考慮した結果です。

次に、第5条1項3号は、取手アートギャラリーと市民ギャラリーの利用順位について、別々に示していたものをギャラリーとまとめることで、3項を削除したものととなります。御説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。市民ギャラリーの申込みについて、実態に合わせた変化というか、修正ということによろしいかと思いますが、ちょっと気になったのは抽選というような文言がありまして、実際にそのギャラリーを使用して自分たちの作品を皆さんに見ていただきたいというような、そういう市民団体の方においては、抽選でそこに飾れなくなったみたいなこともあるのかなど、ふと思いました。抽選というのは実際、頻繁に行われているものなんでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

飯山課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

実際に年2回の抽選会を実施しているんですが、皆様、第1希望、第2希望と持ってこられますので、そのときに1番目に、その優先順位を入れられるということ

に外れた方は、第2希望に入れられているというようなことになっております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。せっかく頑張って、そこに掲示するためにつくってきた作品が掲示できなくなったとか、そういうことはないということで安心しました。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第11号、取手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大野保健給食課長お願いいたします。

○保健給食課長（大野篤彦）

保健給食課、大野でございます。議案第11号、取手市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱について、御説明いたします。提案理由につきましては、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関し必要な事項を定めるため、本要綱を制定するものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。こちらが今回制定する要綱になります。提案理由でも触れましたが、学校保健安全法第23条で、学校には学校医を置くことが、大学以外の学校には学校歯科医及び学校薬剤師を置くことが定められており、教育委員会が校長の意見を聴き委嘱するものと規則で定めております。これまで、委嘱する学校医等の任期や定数、職務などにつきまして、要綱などで制定していなかったことから、今回、任期などの基準を定めた本要綱を制定するものになります。

主な内容につきましては、第3条、こちらで任期を3年と定めております。第4条では、定数を学校1校に原則1名配置すること。必要に応じて2名以上配置できること。別な学校との兼務を可能とすることを定めております。また、第5条は、学校医等の職務について記載しております。資料の3ページ、参考資料のほうに記載しております学校保健安全法施行規則の第22条から第24条に記載されている内容が、それぞれの職種により行う職務となっております。職務の詳細につきましては、そちらを御参照いただければ幸いです。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。要綱の第7条に「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」とありますが、これは今後検討されて、また教育委員会定例会の議題に上がると考えてよろしいでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大野課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

学校医、歯科医師、薬剤師も含めてなんですけれども、それぞれの医師会のほうと推薦を求めた中で、疑義が生じたときにこういった細かな定めが必要だねというときに、また改めて制定したいと考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第12号、取手市文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。議案第12号、取手市文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、対象者の年齢要件で一部不利益が生じる部分や、対象発表会等の規定及び様式などで、適正な運用に当たっての課題を整理し、あわせて関東の定義に茨城県の記述がないところを加筆修正するため、本要綱の一部を改正するものです。

参考資料12ページを御覧ください。改正の要旨といたしましては、第1条の趣旨を目的と支援対象を明確に示しました。第2条（1）、対象者の要件整理、団体の要件整理については、第2条の（1）では、年齢基準を大会当日ではなく学齢年齢とし、整理したものです。

第2条（2）につきましては、団体の名指しを避けまして、市内の学校に通学していれば、市民でなくても該当していたものを市民が対象であるというような内容

に変更いたしました。

また、第3条では、参加に当たって、取手市の補助金をほかに受けていないことを限定するように示しました。また、対象発表会等の整理につきましては、第3条で、対象発表会が曖昧であったものを具体的に示しました。

参考資料13ページを御覧ください。4条備考の関東欄の定義に茨城県を加筆いたしました。様式2に、生年月日を追加いたしました。このように変更いたしました。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしくお願いたします。議案第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、別紙のとおり結果報告書を取りまとめいたしました。点検及び評価結果の内容を議会への提出や、市民に公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくという趣旨から提出するものです。

点検評価の対象施策は、令和3年3月に作成をいたしました取手市教育振興基本計画で定めました16の重点施策を対象としております。評価の進め方ですが、まず施策の担当課におきまして、各施策についての自己評価を行いました。本年度から、点検評価委員と教育委員の皆様にも御同席をいただき、学校教育分野と社会教育分野に分かれ、分野ごとに2回、計4回の点検評価ヒアリングを実施いたしました。ヒアリングでは、点検評価シートをもとに担当課より施策の説明を行い、点検評価委員、教育委員の皆様から多くの御意見や御質問をちょうだいしました。その点検評価委員からいただいた御意見を点検評価シートに記載をしております。

なお、教育長及び教育委員の皆様で御協議をいただきました各施策に対する評価と今後の方向性につきましては、教育委員会の評価（施策の今後の方向性）として、各シートの末尾に掲載をしております。今回の評価を通じていただきました点

検評価委員及び教育委員会の御意見につきましては、今後の教育行政に反映をしてみたいです。

また、報告書の議決をちょうだいしましたら、速やかに議会への提出及び市ホームページを通じて市民の皆様公表してみたいです。説明は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

この件につきましては、点検評価委員との意見交換とか、その後で教育委員との意見交換もございましたので、内容確認等はよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第14号、取手市学校医の委嘱について、議案第15号、取手市学校産業医の委嘱について、議案第16号、取手市学校歯科医の委嘱について、議案第17号、取手市学校薬剤師の委嘱について、以上4件は全て委嘱の議案ですので一括して議題といたします。

本件についての説明を大野保健給食課長お願いいたします。

○保健給食課長（大野篤彦）

よろしくお願ひいたします。まず初めに、議案第14号、取手市学校医の委嘱についてになります。学校医の委嘱期間が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、新たに令和6年4月から令和9年3月までの3年間、学校医として別紙のとおり委嘱するものになります。

次のページを御覧ください。今回、委嘱する各学校の学校医の名簿になります。こちらの名簿の8番、取手東小の飯田医師、17番、高井小の松井医師、27番、取手二中の松丸医師が今回新任の学校医になります。なお、備考欄に、新任に米印がある方がいらっしゃると思いますが、こちらはこれまでに学校医の経験はあるんですけども、当該校で学校医として初めて委嘱される医師ということで明記しております。

続きまして議案第15号、取手市学校産業医の委嘱についてです。学校産業医は、各学校の学校医から選任して委嘱します。任期は学校医同様、令和6年4月からの3年間となります。委嘱する学校産業医は、資料1ページの名簿に記載された医師となっております。こちらの名簿の12番、宮和田小、村田医師、16番、取手二中、松丸医師が新任の学校産業医となります。

続きまして議案第16号、取手市学校歯科医の委嘱についてです。提案理由は同じく、任期満了に伴うものになります。委嘱する各学校の学校歯科医は、資料1ページの名簿のとおりになります。こちらの名簿の7番、寺原小、佐藤医師、23番、取

手一中の鈴木医師が新任の学校歯科医になります。

最後に議案第 17 号、取手市学校薬剤師の委嘱についてです。こちらと同じく任期満了に伴うものになります。委嘱する各学校の学校薬剤師は、次の資料 1 ページの名簿のとおりになります。こちらの名簿の 15 番、取手第一中学校の倉田薬剤師が新任の学校薬剤師になります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

それでは説明終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。以前、この議題が上がった際にもお話ししたと思いますが、学校医あるいは学校産業医のほうで、できれば先生方のメンタルヘルスのために、精神的なものが診られる心のクリニックの先生とかを入れていただければありがたいかなと思ったんですけど、なかなか難しいようでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大野課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

実際に学校産業医として選任しています医師の方、心療内科とか、そういった専門の医師ではないということで把握しております。ですので、体の健康相談に関しましては相談できるんですけども、心のメンタルヘルスという部分に関してはどうしてもなかなか追いつかないところがございます。令和 6 年度、心療内科の先生で月に 1 回程度、1 時間以内で 2 人程度を目安に心の健康相談のほうを予定しております。まだちょっと交渉段階で、何月の何曜日にやるのかというところまでは至っておりませんが、一応打診をしたところ、引受けていただけるという、お話を伺っておりますので、ちょっと今後、詰めていきたいなというところがございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。計画段階とはいえ、そのような計画がされているのをうれしく思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 14 号から議案第 17 号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 15 号は、原案のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、原案のとおり決することに決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 16 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 17 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第 18 号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第 19 号、取手市公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第 20 号、取手市立公民館長の任命について、以上 3 件は全て委嘱及び任命の議案ですので一括して議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

塚本です。議案第 18 号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。本件は、取手市文化財保護審議会条例に基づきまして設置しております文化財保護審議会の委員の任期が満了となるため、次の資料 1 の 8 名の方を委嘱するものです。文化財保護審議会条例第 4 条により、委員は文化財に関してすぐれた識見を有する者を委嘱するとなっており、8 名の方全て学識経験がある方々です。今回委嘱を予定している 8 名のうち、6 名の方は前回から継続の委嘱となります。また、今回新たに委嘱するのは、表下段の 2 名の方、中谷礼仁さんと高橋 克さんです。

中谷氏は現在、早稲田大学の理工学院の教授を務められており、建築学や近代の民家などの研究をテーマにされてございます。取手市では、市内寺田に移築復元され、昨年 2 月 27 日に市内で初になる国登録文化財に登録された旧渡辺甚吉邸の保存運動で中心的な役割を担われてございます。旧渡部甚吉邸を初め、指定文化財等の建造物の多い取手市において、文化財保護の活用について大いに御教授いただけるものと考えてございます。

続きまして、高橋氏は千葉県の民俗学の専門委員をしまして、江戸川大学にて特任教授を務められていらっしゃいます。御専門は、お祭りや祭礼などの民俗学と、行政職を生かした博物学を研究テーマとされてございます。高橋氏は、印西、印旛の祭礼や民俗系の調査研究の論文などを多数執筆されており、千葉県や下総地域の民俗に精通しているため、地域の民俗、また文化財の活用についても教授いただけるものと考えてございます。文化財保護審議会委員の委嘱については以上になります。

続きまして、議案第 19 号、公民館運営審議会委員の任命について御説明申し上げます。

ます。提案理由は、取手市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、委員を任命するものになります。1ページを御覧ください。8名の方を公民館運営審議会の委員として任命いたします。名簿番号1から6につきましては前回からの継続の委員となります。新任の方は7番と8番の委員2名になります。7番の方は、前任の野々下善一氏が令和6年1月に御逝去されまして、その後任といたしまして公民館のイベントや山王小学校、山王公民館のアート事業を主導されている東京藝術大学の美術学部准教授の岩間 賢氏をお願いいたしたいと思っております。また、8番につきましては、こちらも堀越政男氏が藤代学園の会長に就任されていたんですが、退任されまして、後任の屋敷宗治氏をお願いする形になります。根拠法令につきましては、2ページ以降の参考資料のとおりとなります。

続きまして、議案第20号、取手市立公民館長の任命についてでございます。取手市立公民館長を別紙のとおり任命いたします。提案理由は、社会教育法第28条に基づき、取手市立公民館長を教育委員会が任命するものです。1ページを御覧ください。地元地区の市政協力員から推薦を受けました名簿の4名の方を館長として任命いたします。六郷公民館に武笠征男氏、相馬公民館に石坂叡志氏、久賀公民館に大久保努氏、高須公民館に江澤敦広氏をそれぞれ館長として再任いたします。なお、公民館長の根拠法令につきましては、2ページ以降の参考資料のとおりとなります。このほかの館長につきましては、再任用職員等が担当となりますので、4月の定例会に報告いたします。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第18号から議案第20号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第 21 号、取手市スポーツ推進委員の委嘱について、議案第 22 号、取手市体育施設運営委員会委員の委嘱について、以上 2 件は委嘱の議案ですので一括して議題といたします。

本件についての説明を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

豊島です。議案第 21 号、取手市スポーツ推進委員の委嘱について、御説明させていただきます。提案理由は、取手市スポーツ推進委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、別紙のとおり委嘱をするものでございます。任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。スポーツ推進委員は、資料の 2 ページにございますように、国のスポーツ基本法に定められておりまして、市町村におけるスポーツの推進のため教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものと定められております。

資料 1 ページの名簿に戻りまして、今回委嘱いたしますのが再任の方が 15 名、新規の方が 3 名となっております。新規の方につきましては、16 番の秋田貴雄さん、こちらが市の元職員、そして 17 番、根本郁夫さん、それと 18 番、蛭原浩一さん、こちらのほうが元教員で、いずれもスポーツの各分野におきまして知識、経験、能力をお持ちの方々となっております。

続きまして議案第 22 号、取手市体育施設運営委員会委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。提案理由は、取手市体育施設運営委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、別紙のとおり委嘱をするものでございます。任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。資料 2 ページにございますように取手市体育施設運営委員は、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例におきまして、体育施設の管理運営に関する指導助言、施設の有効利用に関する提言、スポーツレクリエーションの振興のための指導助言を行うと定められております。資料 1 ページの名簿に戻りまして、今回は再任の方が 7 名、新規の方が 1 名となっております。新規の方につきましては、選出区分の学識経験者から、元市職員の秋田貴雄さんに対して委員を委嘱するものでございます。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 21 号及び議案第 22 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 21 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。
続いてお諮りいたします。議案第 22 号は、原案のとおり決することに御異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり決定いたしました。
続いて、報告第 2 号、令和 6 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する
事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市特別職の職員
で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）
を議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしくお願いいたします。先月、2月29日から今月3月21日まで開催をされ
ました令和6年第1回取手市議会定例会に上程をされました、取手市特別職の職員
で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の中に、教
育委員会の事務に関するものがございましたので、御説明をさせていただきます。
2項目ございます。

一つ目は、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題再調査委員会議員に調査や
報告書等を作成の依頼をする場合の報酬額の規定の整備です。資料は、5ページか
ら6ページをお願いいたします。改正前の報酬額は、日額、委員長が1万7,000
円、委員が1万5,000円と定められておりましたが、一般的な委員会や審議会によ
うに調査等に関わらない場合で委員会等に臨む場合に比べ、委員にいじめの事案に
係る調査や報告書の作成等の事務をお願いする場合は、業務量や業務に従事する時
間が非常に課題となっておりました。そのため、委員が調査報告書策定等の事務に
従事した場合における報酬額を別に定めるため、条例には1日の上限額を8万8,000
円と規定した上で、その詳細は規則に定めることといたしました。

二つ目は、学校運営協議会委員の規定の変更です。これまでは、単に学校運営協
議会の委員の年額の報酬として規定されておりましたところ、支給単位を一つの学校
運営協議会あたりに変更することにより、複数の学校運営協議会委員に任命された
場合に、それぞれの学校運営協議会ごとの委員報酬をお支払いすることが可能とな
りました。説明は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。いじめ問題専門委員会のところで、委員長が日額
1万7,000円、8万8,000円を超えない範囲ってのも同様なんですけども、この8
万8,000円という、こういう見直しはとても大事なことだと思うんですけども、計
算の根拠があったら教えていただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

こちらについては笠井センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センター、笠井です。石隈委員の御質問にお答えいたします。今回の調査に関する報酬額については、近隣市町村の報酬額を調査した上で規定した結果です。少し高い設定となっておりますが、弁護士の相談時間は30分5,000円が基準となっており、その金額を調査の事務に関する単価で設定しております。また、いじめ問題専門委員は非常勤特別職として委嘱しており、公務員の労働時間を基準として1日8時間勤務を上限とした上で、1日8万8,000円を超えない額と規定いたしました。以上となります。

○教育委員（石隈利紀）

よろしいでしょうか。会議に出るだけじゃなくて報告書作成等をして、きちんと方針に入れていくことはとてもいいことだと思います。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。学校運営協議会委員の年の報酬が、一つの学校運営協議会あたりということで、これは二つの学校入っている方が何名かいらっしゃるといふことでよろしいでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

委員おっしゃられるとおりで、小学校区と中学校区で委員を兼ねられる方ですとか、民生委員さんなんかではいらっしゃいます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すごくありがたいことで、すばらしいと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第2号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第3号、令和6年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手小学校他7校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について）を議題といたします。

本件についての説明を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

指導課、丸山です。よろしくお願ひいたします。報告第2号と同様に、先日の議

会に上程されたものです。取手小学校他7校、全部で8校ですけれども、この教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得についてです。小学校教科書の全面改訂に伴う令和6年度からの学習指導の準備のため、教材研究や研修が不可欠であり、授業や教材研究に資する教師用デジタル教科書や教師用指導書を令和5年度中に購入し、学習指導の工夫改善に役立てるために取得するものです。教師用デジタル教科書、計416セット及び教師用指導書465冊を購入し、2,538万7,340円となります。資料としましては3、4、5ページになります。

小学校の内訳としては、取手地区の8校、取手小、白山小、寺原小、永山小、高井小、取手東小、戸頭小、取手西小学校、計8校になります。契約の相手方は、教科書取扱い店である株式会社海老原となっております。また、市内全部で14校の小学校ありますが、そのほか藤代地区の6校につきましては、デジタル教科書312セット及び教師用指導書262冊につきましては、これらは予定価格が2,000万円を下回るため、議会には上程しないというような形で、またちょっと別契約になっているところです。以上になります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願ひいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございます。感想なんですけど、かなりお金かかりますよね、これデジタルになってきたためにですね。これまでの赤本みたいな感じじゃないので、これを使いながら学校のほうで有効活用していくわけでしょうけど、これだけのお金がかかっているというのは、学校現場に話さなきゃ駄目だと思いますね。それで、有効活用してもらおう、意識づけをしっかりとってもらおうということを、ぜひ指導課大変ですけど、課長よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

貴重な御意見ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、この額についてもしっかり示しながら、活用されないっていうことは大きな問題になってしまいますので、しっかり活用できるように、また小谷野委員からありました赤本っていう教師のマニュアルみたいなものなんですけども、あれも同様にセットで売ってるような形になっていますので、それと授業の中でしっかりデジタル教科書を使っていくっていうこと、これはもう新たな時代を生き抜く子どもたちにとってはとても重要な授業スタイルになってきますので、しっかりその部分は指導していきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

今の小谷野委員の続きなんですけど、指導書をどう活用するかというか、指導書のままではなくて、皆さん良い授業のために活用されていると思うんですけども、指導書の活用の仕方についても検討していく時期に来てるのかなという気がして、

今、学習指導要領の次はこれから検討するところで、いろいろ勉強会とか私も情報を得る機会があるんですけども、その中で先生方の現場の負担が大きいということで、一般論ですけど教える量が多いんじゃないかというトピックスと、それからその中で、もうこれは細かいことですけど、その教科書とか指導書の扱いで、むしろそれに活用しながらも縛られないというか、そういうところも今後検討する課題かなというのは聞いたことがありますので、もちろん指導書というのはとても役に立つものだと思いますし、お金もかかっているので活用してほしいんですけど、それをそのままというんじゃないくて、むしろその良い授業のためのツールとするというようなことも含めて、先生方がやりやすいっていうか、力が発揮できる授業のほうに向かっていけばいいなというのは、私からの願いというか感想です。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

石隈委員ありがとうございます。我々、年間を通じて学校に訪問し、先生方の授業を見て、その授業のことについていろいろな助言とか、時にはこういったことをしたほうがいいよという指導も含めてやっているところです。その中で、私がいつも先生方に伝えているのは、指導書どおりやるということではなく、やはり何が大事かって子どもたちにどんな資質・能力をつけさせるか、それが学習指導要領にまとめられているものですので、必ずそこが基なんですよと、指導書どおりではないはずですよというところを強調して伝えさせていただいております。一方で、これだけのお金かけているので、当然活用するということはあるんですけども、そういったところをしっかりとバランスを持って、子どもたちに身につけさせなければならない、子どもの力をしっかりと把握した状態で先生方が授業できるように、そういったところを重点的にこれからも指導していきたいと思っております。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第3号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第4号、令和6年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしく申し上げます。令和6年第1回取手市議会定例会に市長が上程をいたし

ました、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）のうち、教育費の支出に関する主な項目について御説明をさせていただきます。今から御説明をさせていただきます五つの工事等の事業は、全て国の令和5年第1次補正予算の対象となったことから、令和5年度予算に新たに計上し、歳入歳出を全て令和6年度に繰越して実施するものでございます。

御手元の資料は、恐れ入りますが、ページを送っていただきまして、46ページをお願いいたします。補正予算書になります。中段を御覧ください。一つ目の事業です。小学校管理に要する経費3,600万円の増額です。小学校の遊具更新工事、工事請負費3,600万円を新たに計上しております。取手小学校、六郷小学校、久賀小学校、桜が丘小学校の4校について、鉄棒や滑り台など老朽化の著しい屋外遊具の更新工事を行います。

次に、47ページ中段から下段です。二つ目の事業になります。小学校建設事業に要する経費18億6,002万5,000円の増についてです。まず、白山小学校長寿命化改良工事第3期工事に向けた設計単価入替業務委託料の契約差金35万2,000円を減額補正いたします。次に、工事請負費10億円及び監理委託料2,388万円を新たに計上いたします。白山小学校では、第3期工事として老朽化の著しい既存校舎の長寿命化工事を行います。

三つ目です。その下、高井小学校校舎増築工事に向けた実施設計業務委託料の契約差金610万3,000円を減額補正いたします。次に、工事請負費7億9,000万円及び監理委託料1,760万円を新たに計上いたします。高井小学校では、ゆめみ野地区の人口増加における児童数の増加や35人学級への対応に伴い、普通教室の不足が見込まれることから校舎の増築工事を行うものです。

続きまして、48ページ上段です。四つ目の事業になります。戸頭小学校工事請負費3,500万円を新たに計上いたします。戸頭小学校では、児童等を初めとした誰もが支障なく学校生活を送れるよう、スロープの設置などバリアフリー改修工事を行います。

最後に五つ目です。49ページ下段です。中学校建設事業に要する経費1億5,253万円の増です。藤代南中学校バリアフリー化工事の請負工事費及び監理委託料253万円を新たに計上するものです。藤代南中学校では、生徒を初めとした誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、エレベーターの設置工事を含めたバリアフリー改修工事を実施いたします。

次に、50ページ下段をお願いいたします。生涯学習推進に要する経費263万7,000円の減についてです。学校運営協議会を設置している学校につきまして、地域と連携を図る目的で地域学校協働活動推進員の会計年度職員の雇用を予定しておりましたが、今年度実施の7校の協議会のうち3校しか雇用がなかったため263万7,000円を減額補正いたします。

最後にその下、放課後児童対策事業に要する経費233万円の減についてです。これは、白山小学校放課後子どもクラブ新築工事における契約差金を減額補正するものです。説明は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第4号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第5号、令和6年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和6年度取手市一般会計予算の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を井橋教育部長お願いいたします。

○教育部長（井橋貞夫）

報告第5号、令和6年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和6年度取手市一般会計予算の同意について）、説明させていただきます。

まず、令和6年度の予算は、中村市長が就任後初めての予算となり、かつ取手市の新たな総合計画であります「とりで未来創造プラン2024」がスタートする節目の年でもございます。行政運営の継続性にも配慮しつつ、新たな挑戦に果敢に取り組む、市民生活を守り、さらなる発展を目指すための予算を編成したものとなります。令和6年度の重点項目としては、六つの柱を掲げております。

続きまして、予算規模について説明させていただきます。令和6年度の一般会計当初予算の規模は428億4,000万円となりまして、昨年度は骨格予算という形になりました前年の当初予算と比較しますと19億3,000万円の増。骨格予算に肉付け予算を加算しました実質的な予算規模と比較しますと、13億5,326万円の増となります。これは過去最大の予算規模となっております。予算規模が増となった要因としては、ふるさと取手応援寄附金の大幅な増加に伴い、事業費及び寄附金の基金積立金が増となったことが挙げられます。

続きまして、教育費について説明させていただきます。御手元に資料、予算説明書の抜粋があるかと思しますので、予算説明書の教育費のところを中心に説明させていただきます。まず、3ページになります。通学送迎に要する経費2,107万5,000円となります。小堀、小文間、市之台、貝塚及び大留地区からの遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバス及びスクールタクシーを運行する経費として送迎委託料及び公用車リース料を計上しております。

その下、教育情報機器整備に要する経費2億737万5,000円となります。主な内容としましては、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置しました教育委員会のネットワークの基盤となりますサーバー機器の使用料とシステムの安定稼働を目的としました運用管理委託料となっております。なお、昨年度より減となっておりますが、昨年度は教育支援ソフトライセンスの更新を行ったことによるものです。

続きまして、教育振興に要する経費7,731万3,000円となります。主な内容とし

ましては、令和5年度、2か年契約で民間業者に委託し、英語指導助手14名を市立小中学校に配置しております。また、ヘッドティーチャー1名を追加配置し、15名体制で生きた英語を使つてのコミュニケーション体験を重視した授業を展開し、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を目指すものです。また、令和6年度に小学校の教科書が全面改訂されまして、教師用指導書及び教師用教科書を購入し、学習指導の工夫改善に活用するものです。

続きまして、教育相談に要する経費4,463万円となります。令和2年度より、取手市の新しい学校教育3つの取組として、全員担任制、教育相談部会システム、2学期制に取り組んでいるところです。令和6年度も引き続き、学校連携支援員や学校教育相談員がスクールカウンセラー・スーパーバイザーとともに、各小中学校の教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困り事に対して支援をしております。そのほかの経費としまして、子どもと親の相談員謝礼、年2回、小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象に、学級集団の情報を分析、評価するための学級集団アセスメントアンケートの業務委託費を計上しております。また、昨年度より予算が増となっておりますが、その理由としましては、講師を招き、人間関係づくりの授業や研修を市内20校に対し実施し、順次実施していくための謝礼を計上しております。

続きまして、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費509万6,000円となります。令和3年度より、取手市立山王小学校は小規模特認校として、小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と、小学校6年間を通して創造する力、表現する力を育てる特色ある学校教育プログラムに取り組んでおります。具体的には、外国籍の英語を母国語とするアーティストに、山王小学校へ短期間滞在していただき、スタジオを開設する「となりのスタジオ」、また校庭や身近にある地域の土を採取し、土を練り、土器を製作する「大地からはじまること」という、年間を通して体験していくプログラムを予定しております。また、市内の小学校保護者を対象に「大地からはじまること」のノウハウを生かし、小規模特認校の特色ある教育活動を広く周知し、体験することを目的としたプログラムを実施するものです。

続きまして、外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費2,226万8,000円となります。小学校及び中学校の水泳時学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳学習の充実を図っていくものです。なお、使用するプールにつきましては、これまでの取手グリーンスポーツセンター及び民間プールに加えまして、令和5年度から取手聖徳女子高等学校のプールも活用し、水泳学習を展開しております。

続きまして、小学校教育設備及び教材費に要する経費3,282万2,000円となります。学校教育に必要な教材等の整備を行い、充実した学習環境を図っております。令和6年度は、新たに学校外で使用する機会が少ない教材を各学校に整備し、保護者の負担を軽減するため、算数セット及び彫刻刀を購入する経費を計上しております。

続きまして、中学校教育設備及び教材費に要する経費1,820万円となります。こちらも小学校教育設備及び教材費に要する経費と同様に、令和6年度新たに学校外で使用する機会が少ない教材を各学校に整備し、保護者の負担を軽減するため、彫刻刀を購入する経費を計上しております。

続きまして、中学校部活動指導員配置事業に要する経費 362 万 9,000 円となります。専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指すため、市内 6 中学校に 2 人ずつ部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保するものです。

続きまして、中学校建設事業に要する経費 1,133 万円は、ゆめみ野地区の人口増加に伴い、永山中学校の生徒数が増加していることに伴いまして、令和 8 年度以降の普通教室数が不足すると見込まれるため、既存校舎の内部改修工事の実施設計業務委託を行い、令和 7 年度の着工に向けて準備を進めるものです。

続きまして、生涯学習推進に要する経費 430 万 7,000 円となります。市民の多様な学習意欲に応えるとともに、受講する方の知的好奇心を満たし、各テーマを深く掘り下げた学習機会を提供するため、政治経済、歴史、文学、文化財などの身近なテーマから、哲学、化学、健康、医療など、先端科学まで、幅広い分野の講演を行います。また、令和 4 年度より実施しております学校運営協議会事業につきましては、令和 6 年度よりコミュニティ・スクール事業として予算を分割したものです。

その下、コミュニティ・スクール事業に要する経費 1,325 万 2,000 円は、学校運営協議会を設置することにより、地域との組織的な連携、協力体制を継続的に行うとともに、学校の基本方針の承認を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して当事者意識を持ち、連携、協働による取組を継続して行います。令和 5 年度は、小学校 6 校と中学校 1 校の 7 校で実施しましたが、令和 6 年度は市校長会と協議を行い、一律、全小中学校で学校運営協議会設置を検討し、実施してまいります。

続きまして、放課後児童対策事業に要する経費 1 億 9,994 万円は、主な内容として放課後児童支援員報酬 1 億 370 万 8,000 円及び取手東小、高井小、藤代小の 3 校の放課後子どもクラブ運営業務委託料 7,178 万 6,000 円となります。

続きまして、公民館活動に要する経費 159 万 5,000 円は、各公民館において幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供するものです。

続きまして、図書館活動に要する経費 1 億 716 万 7,000 円は、図書館及び公民館、駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き、図書館システムの活用のための電算機賃借料及び図書配送業務委託料を計上しております。また、図書館やサテライト施設に出向くことが難しい方でも読書を楽しんでいただけるよう、電子書籍サービスを提供するため、電子図書館システム使用料を計上しているものでございます。

その下、図書館資料購入に要する経費 3,197 万 2,000 円は、図書館の基本機能であります資料提供を遂行するため、様々な分野の図書館資料を収集するもので、市民の多様な資料に対するニーズに応えるため、図書館資料の充実を図るものです。主な内訳として、新聞や雑誌等の定期刊行物等の資料購入、図書や AV 資料購入となります。昨年度より増となっておりますが、装備費も含めた図書館資料単価の上昇により、図書購入費の増となっているものです。

続きまして、埋蔵文化財センター活動に要する経費 98 万 3,000 円は、埋蔵文化財センターでは、市史や町史編さん以来の郷土資料の収集や市内遺跡の発掘調査により、郷土史の調査・保存に努めております。それらの調査成果を年 2 回、企画展を開催して紹介することにより、郷土史の普及や生涯学習推進を図っております。主

な内容としましては、企画展に関する周知用ポスターの印刷製本費や講演会の講師謝礼などとなっております。

続きまして、中学校部活動地域移行事業に要する経費 795 万 3,000 円は、国により方針が示されました休日における部活動の地域移行を行うため、今年度実施している軟式野球及び剣道の 2 クラブから、さらに来年度は増やし、将来にわたりスポーツに継続して親しむ機会を確保し、多様な体験機会を確保するものです。主な経費としましては、会計年度任用職員の任用に関する報酬及び共済費、報償費として地域部活動指導員謝礼及び推進協議会委員謝礼などを計上しております。

続きまして、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 2 億 5,179 万 5,000 円は、昨年度より 1 億 2,896 万円の増となっております。主な増の要因としましては、工事費として公共下水道接続工事及び機械室改修工事負担金として公共下水道受益者負担金などとなります。それ以外の経費としましては、委託料としての指定管理料となるものです。

最後に、給食センター施設整備に要する経費 6,877 万 7,000 円となります。主な内容としましては、学校給食センター施設管理業務委託料、給食運搬業務委託料、学校給食センター調理機器更新としての備品購入費となります。また、昨年度より 2,146 万 4,000 円の増となっておりますが、これは備品購入費で、現在使用している真空冷却機 2 台が設置後 20 年以上経過しており、経年劣化が著しい状況にあることから、更新により安心安全な学校給食の提供及び調理作業の安全を確保するものです。

なお、令和 6 年度の予算説明書には記載としてはございませんが、食材費高騰分に充てる賄材料費 5,711 万 3,000 円を令和 5 年第 4 回定例会において繰越明許費として計上し、既に予算計上しております。

私からの説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは続いて、飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。続きまして、教育費のうち、政策推進部文化芸術課所管事業の増となった主な二つの経費について御説明申し上げます。資料 14 ページを御覧ください。市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 1 億 3,637 万 4,000 円。前年度比 4,557 万 9,000 円の増となります。増の内訳としましては、市民会館・福祉会館指定管理料について、設備点検業務委託料の値上がりや光熱水費の高騰等による 566 万 7,000 円増のほか、市民会館舞台装置設置から 51 年が経過し、推奨交換時期が過ぎているため、利用者の安全を確保し、安心して御利用いただけるよう、舞台装置更新の工事請負費として 2,000 万円。また、より魅力的な芸術文化の振興を図るため、老朽化の著しい市民会館大ホールのピアノを更新する備品購入費として 1,991 万円となります。

続きまして、資料 16 ページを御覧ください。アートギャラリーの管理運営に要する経費 1,590 万 9,000 円。前年度比 159 万 8,000 円の増となります。増の要因といたしましては、安心して作品展示ができる環境を整備するため、取手アートギャラリーに監視カメラを設置する工事費用となります。御説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。白山小学校、また高井小学校と、まだまだ工事が続き、それ以外でも中学校のバリアフリー等、非常に工事が多く、また一方でコミュニティ・スクール、部活動の地域移行とやらなきやならないことが盛りだくさんな中、収入というか予算規模が大きくなったということで、教育費に関して、とても予算を割いていただいているなという感想を持ちました。ありがとうございます。

一つだけ言わせていただければ、公民館が、この場で何度も申し上げておりますが、市内の公民館が大変老朽化しております。地域における生涯学習の拠点としての公民館の大切さはよく分かっていると思いますが、どうしても学校教育に比べて後回しになってしまうところも、それも重々承知の上ですが、やはり老朽化で本当に使用される方々が大変困っているというか、御不便をおかけしているところも多々ありますので、また次年度あるいは補正予算等で御考慮いただければと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長、何かコメントありますか。

○生涯学習課長（塚本豊康）

ありがたい応援ありがとうございます。そうですね、公民館のほうは老朽化も激しいんですが、直せるところから順を追って今直してございます。施設のマネジメントに基づく修繕計画を立てたり、あと今年度は戸頭公民館の空調、来年度は白山公民館の空調のほうを順次、今、手をつけるように進めさせていただいてます。ただ、委員のほうから応援をいただきましたので、要求のほうはしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

すみません。細かいことなんですけど、感想的なものです。8ページにあります小学校関係の設備関係、教材に要する経費の中で、今年度から算数セットとか彫刻刀関係の配置に関しては個人負担でなくて、それぞれ負担をしてくださるっていうふうなこと。これ、ずっとみんな課題だったんじゃないかと思うんですよ。家庭で本当に一本一本全部名前書いてましたもんね、経験があるかと思うんですけど。私、双子だったんで、2セットいっぺんに書いたのは、あれは辛かったなと思うんですけど。ただ、こんな形で負担が少しずつ減りながら、その分、学校のほうでは管理が大変になってくるかと思うんですけど、ぜひ今後も、別な面でまた何か出てくるんじゃないかなという思いもありますので、家庭の負担が少しずつでも減るような形をお願いできればなという思いでいっぱいでございます。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

感想ですけど、5ページの教育相談のところ、スクールロイヤーの委託料というのがあって、いじめの事案も含めて、とても重要な予算だなと思います。名古屋市は、各中学校にスクールロイヤーを配置しているんですね。これはトラブル解決だけじゃなくて、予防的なこととか、法的な教育支援ということで、とても重要な予算だなというふうに思います。感想です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

質問なんですけど、3ページにあります学校情報機器整備に関する経費で、私が寺原小学校の安全ボランティアをしていますので、ホームアンドスクールというアプリをダウンロードして入れてあります。とてもいいアプリで、学校からの情報であるとか、この前大きな地震がありましたけど、あのときもすぐにホームアンドスクールのほうに学校から連絡がありまして、子どもたち全員無事で、先生たちも学校にも何の影響もありませんという御報告いただいて、こういう使い方されると本当に保護者の方も安心だろうなと思いました。そのホームアンドスクールというアプリは、この学校情報機器整備に関する経費の中の教育センターシステムクラウド使用料に入ってるんでしょうか、それとも別のところでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

これは直井課長ですかね。お願いします。

○学務課長（直井 徹）

ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。

それでは、お答えいたします。校務支援システム使用料875万2,000円の中に入っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。今、質問したのは、すごくいいアプリなんですけれど、学校の中で保護者の方、また学校安全ボランティアの方ぐらいにしか、そのホームアンドスクールのアプリが周知されていないようで、これからコミュニティ・スクールが各学校で始まるということで、地域の方が学校への理解を深めていただくためにも、これはいいアプリではないのかなと思います。学校運営協議会の方とか、せっかくお金がかかっているの、いろいろ広めてもらいたいなと思っておりますので、御検討のほうよろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第5号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告5、第3回取手市部活動地域移行推進協議会に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

報告5、第3回取手市部活動地域移行推進協議会が開催されましたので、その報告をさせていただきます。去る2月20日に開催をいたしまして、今回の会議におきましても、現在、モデル事業として指導者として御協力いただいております野球部の顧問の先生と、茨城県から担当職員の方2名にも御出席をいただいております。

まず、議題（1）として、令和5年度モデル事業の実績報告、資料7ページのほうになります。藤代中と藤代南中、そして取手一中とで活動実績を掲載しております。野球部は3校で16名、39回の活動。剣道部は2校で11名、32回の活動を行っております。保護者や地域への通知としましては、部活動保護者説明会への出席、ホームページ掲載、推進協議会の設置、アンケート調査などを今年度行っております。8ページから10ページには、アンケートの結果を掲載しておりますが、11月の定例会でも御報告しておりますので、説明を省略させていただきます。

次に11ページを御覧いただきたいと思っております。今年度、事業を行ってまいりまして、その成果と課題になりますが、まず成果といたしましては、この推進協議会を設置したことで、多くの指導助言などをいただくことができました。指導者につきましては、教員の兼職兼業だったこともあり、生徒から、また保護者からも信頼を得ることができ、よい結果を残すことができたと考えております。また、指導者にとりましても、複数体制で実施ができたということで、休日の負担軽減を図ることができたものと思っております。

一方、今後の課題点といたしまして、指導者の確保、これは中学校部活動のよいところを生かして進めていきますため、現状は兼職兼業の指導者が大半となっておりますが、今後、さらに地域移行を進める場合に指導者が不足することは明らかでありまして、あわせてさらなる働き方改革の推進を考えますと、今後、地域の指導者の発掘、育成に早急に取り組む必要があると考えております。

次に、財源の問題となります。現状としまして、国や市の交付金により賄っておりますが、将来的には参加者の受益者負担は避けて通れないものと考えています。今後、会費や指導者謝礼の金額設定や財源の確保について協議を深めていかなければならないところとなっております。

そして3番目に、運営団体設立についてです。この事業を継続的に安定して運営していくための組織を立ち上げる必要があることから、それに必要な協議と準備を進めなければならないことなどが、今年度の実証事業から課題として浮き彫りとなっております。

次に、資料12ページを御覧いただきたいと思っております。（2）令和6年度のモデル事業計画について、令和5年度は二つのクラブでモデル事業を実施いたしました。6年度は資料にありますように、八つのクラブについて実証事業を計画しております。こちらのクラブにつきましては、教育委員会と各中学校とで直接話し合いを

行いまして決定をしております。基本的に複数校での合同活動となりますが、4番の剣道や、7番の空手などは単独校となっています。これらは、ほかの中学校からも希望する生徒は誰でも参加をすることが可能となり、拠点校として運営をしていきたいと考えております。なお、これらの6年度の事業が新年度から速やかに実施ができるように、新1年生に対しまして、去る2月上旬に新入生説明会において保護者の皆様に事業の概要説明などを行ったところですが、4月になりましたら改めて在校生も含め保護者などに対し周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料14ページを御覧いただきたいと思っております。(3)今後の運営団体・実施主体の設立について。先ほどの今後の課題のところでもお話しさせていただきましたが、事業を継続的に安定して運営していくために組織を立ち上げる必要がございます。それをイメージ化した図となりますが、教育委員会と推進協議会が連携しまして、運営団体・実施主体の立ち上げを進めてまいりたいと考えております。この運営団体・実施主体の具体的な活動内容は、参加生徒や指導者の管理、指導者謝礼の支払いと会費の徴収、保険加入の手続、その他細かな連絡調整、こういったものなどが主な運営業務となります。この組織に対しまして、市からは資金面ですとか人的な補助、また指導者や運営のサポートスタッフとして、行政を初め、スポーツや文化関係の各団体との連絡協力が必要となります。会議では、参加者の本人負担額の設定などについても、なるべく早い時期に具体化することが必要ではないかなどの意見も出されました。今後、学校部活動とのバランスですとか、指導者謝礼の財源の確保なども、さらに具体的な検討が必要となっております。

また、県の教育企画室長からは、組織設立の重要性、指導者確保のための方策などについて御意見をいただき、その中で取手市としては、通常の部活動と差が出ないようというところで、全額公費負担をしているが、モデル事業なので、あえて会費を取ってみることも必要ではないのかなどの御意見もいただきました。また、全国や県内他市の事例なども、御案内いただいたりしました。

最後に、資料5ページのほうに戻りますが、委員の皆様からいただいた御意見などをもとに、担当課としての所感を会議の総括として、会議録の最後に掲載させていただいております。モデル事業対象のクラブについては、活気や指導の質の向上、指導者の負担軽減など、一定の成果を上げている。一方で、兼職兼業に頼らない、指導員人材の確保、実際の予算・需要に沿った運営資金の算定、各関係団体と協力、協議しての運営団体の設立など、部活動の地域移行を進める中で最も大きな課題に直面している。教育委員会内部のみでの話合いでは、どうしてもモデル事業は部活の延長のようになってしまうため、それとは違う新しいイメージの体制確立のために、今後も協議会にて議論を重ね、意見を募り、取手市の部活動地域移行のビジョンを作成していきたいというふうに考えております。

令和6年度に向けまして、これまで以上に活動を拡大し、取り組んでいくこととなりますが、浮き彫りとなっている課題の検討を含めまして、よりよい事業が展開できるように取り組んでまいりたいと考えております。その他、細かい内容につきましては時間の関係から、恐れ入りますが、議事録を御覧いただきたいと思っております。また、資料16ページから21ページに、この1月にモデル事業の関係者に対し、改めてアンケートを行って、その結果を載せておりますので、あわせて御覧いただければと思っております。以上、報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

報告が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。アンケートのほうで、主役となる子どもたちは、他の仲間づくりができたということで、すごくいい方向に進んでるなという意見が多かったのも、その点で主役の子どもたちに、よりよい事業だったなと思っております。課題となるのは、保護者とかで送迎の問題だったり、保護者なりに考え方がそれぞれ出てるのかなというの、アンケートのこれからの課題のほうに上がってました。それで、先生方にも交代して休みができるということで、先生にも休みが取れるよいことなのかなと、アンケートを見て思いました。感想となりますが、ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。部活動の地域移行も、取り組まなければならない大きな問題だと思いますが、実際に参加する生徒、また保護者の方の意見を取り入れながら、また指導者の方も意見を取り入れながら、大変丁寧に令和5年度、取り組んでこられたなと思います。このまま令和6年度もモデル事業として、少し学校数は増えますけれど、このままの形で取り組んでいただきたいなと思います。

令和6年度のモデル事業の中で、剣道と空手について、取手二中が1校のみになるが、これは拠点校という扱いで、それ以外の中学校で剣道又は空手道をやりたいという子たちは、取手二中のほうに来てというようなお話でした。同じように女子のバレーボール、バスケットボール、これは1校のみではないんですけど、バレーボールは南中、藤代中、バスケットボールは永山中、戸頭中を主な学校としてモデル事業を計画されているようですけれど、バレーボール、バスケットボールにつきましても、ここに記されている学校以外からやりたいという子がいた場合は、受入れ可能ということでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

はい、ここに出ておりますバレーボール、バスケットは、ほかの学校でも大体部活がありまして、6年度に選定した理由としましては、学校側としてぜひやっていただきたい、我々としても取り組みやすいということで選んだものになります。ほかのところも、決して駄目ということではないんですが、基本的には、まだほかの学校に部活が、バスケットですとかバレーとかございますので、そちらに参加していただくのが基本にはなるかと思うんですが、場合によっては、この休日の部分について参加していただくことは可能とはなります。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告5の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告5の議事を終わります。

続いて報告6、令和5年度取手市教育支援委員会審議者数についてを議題といたします。

本件についての報告を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

令和5年度取手市教育支援委員会審議者数について、別紙のとおり報告させていただきます。資料の1番、審議者数というところを御覧いただければと思います。まず、この教育支援委員会ですが、小中学校で特別な配慮を要する児童生徒について、その就学について審議するものです。例えば、特別支援学校が望ましいのではないか、知的障害学級が望ましいのではないかというものを審議するもので、最終的には児童生徒本人、そして保護者の意向を最大限配慮して就学先を決定するというようなものです。

全体の審議者数について12件増となっております。特に令和5年度については、特徴的なのが新学齢児が非常に多かったということ、それから特別支援学校への就学数が多かったということです。一方、在生徒、これは中学生ですけれども、中学生がマイナス5ということになっております。この結果については、早期からの支援がすごく充実して図られているのかなというようなところが、この数字から見るところでございます。今後も、こういったところを活用しながら、特別な配慮を要する児童生徒、早期からの支援ができるように行っていきたいと考えているところです。内訳については御覧いただければと思います。以上でございます。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございます。状況よく分かりました。これ、前回は似たようなことを言って恐縮なんですけど、この審議という言葉がなかなかぴたり来なくて、実際にはそういう援助が必要なお子さんがいて、どこで教育するのがいいんだろうかということ調査して、判断して、推薦して、保護者、御本人と検討することなので、審議というと何か変な言い方ですけど、お役所が審議するというようなイメージがどうしてもあって、昔は何というか、就学指導委員会というのが今、教育支援という方向になってきたので、それに合うような名前になればいいなと。だから、どれがいいかというのがパッと浮かばないんですけど、また考えていただければというふうな意見です。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

貴重な御意見いただきましたので、十分検討してまいりたいと思います。ありが

とうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告6の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告6の議事を終わります。

続いて報告7、寄附の受入れについて、報告8、寄附の受入れについて、以上2件は寄附の報告ですので一括して議題といたします。

本件について順次報告を求めます。報告7については、直井学務課長。報告8につきましては、丸山指導課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

報告7、寄附の受入れについて報告させていただきます。令和6年度の新入学児童に対しての寄附の状況でございますが、別紙一覧表のとおり「かけこみ110番」クリアファイル、ランドセルカバー、防犯笛、交通安全帽子、防犯ブザー、黄色いワッペン、「いかのおすし」文具セット、以上7点の御寄附をいただいております。今回、御寄附をいただきましたものは、各学校を通じて新入学児童に配付いたします。なお、令和6年度から、これまで男女で形が違っていた交通安全帽子がジェンダーレス化した男女同一デザインのもの、こちらに変更となっております。また、令和6年度の新入学予定児童は、3月1日現在の集計で636名となっております。この件につきましての報告は以上です。

○指導課長（丸山信彦）

それでは報告8について、寄附の受入れについてというところで、冒頭、教育長報告でもございましたが、アーティスト銀職人MAROさんから、漆喰一差『大切なものは土の中』という漆喰のアート作品、90センチ掛ける90センチの大きさの作品をいただきました。資料の8ページに、その作品のカラー写真が載っております。これはMAROさん独自の芸術で、漆喰を使い、人差し指の指一本で描く技法で作成されたというものです。人差し指に少しずつ漆喰を置いて、思いを込めて手塗りをすると、筆を使わずに指で書くことで、作者の魂がダイレクトに作品に刻まれるというようなものです。

MAROさんのほうでは、大切なものは土の中プロジェクトというものを実施していただいております。子どもたちに人生において大切なものとは何かを感じ、気づき、それらを大切にしたいという願いから始めたプロジェクトだそうです。この作品を見て、1人でも多くの子どもたちに努力の大切さ、生きるために必要な夢や希望、自分の成功は社会に還元するということを感じてほしいと願っているとのこと。このMAROさんは、この作品をいろいろな自治体のほうに寄附をされているというところで、まずは茨城県内の市町村に、そして世界へというような大きなプロジェクトにしていきたいというふうに考えているものです。今回、戸頭中学校のほうで寄附をいただいているというところでございます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

報告は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告7及び報告8の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告7及び報告8の議事を終わります。

続いて報告9、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を笠井教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センター、笠井です。よろしく申し上げます。報告9、いじめ防止策の取組状況に関して3点、御報告いたします。1点目は、第2回取手市いじめ問題対策連絡協議会の開催について報告いたします。協議会当日は、学校関係者だけでなく、子どもたちに関わる多くの方々に参加していただき、協議会を開催することができました。協議会では、日本スクールカウンセリング推進連絡協議会の藤川氏による講演、また参加者をグループに分け、それぞれの立場から子どもたちが安心して過ごせる学校にするためというテーマについての意見交換、また取手市のいじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処に向けた取組状況についての報告をいたしました。参加者による声は、資料の1ページから2ページにあるとおりです。最後の方の感想にもあるように、課題を見つけるにも現況を知らない。課題を解決しようと努力をなさっている先生方を応援したいというのが、今、学校が抱える課題とともに地域の方の思いをあらわしていると思います。今後、市内の小中学校においてコミュニティ・スクールが始まります。各学校には、いじめの取組で取り組んでいることを積極的に発信するとともに、地域の声、地域の力を生かし、地域と一体となって、いじめの問題について考え、いじめの防止に取り組んでいけることを目指して進めていきたいと考えております。

2点目、第3回教育相談部会の開催について、研修会の開催について御報告いたします。研修会では、スクールカウンセラー・スーパーバイザーである谷口先生による講話を行いました。「取手市学校教育3つの取組における教育相談部会」というテーマで、子どもたちのサインをキャッチするための教師の基本的な姿勢、知識、観察力、子どもの様子を保護者へ伝達するために気をつけること、不登校児童生徒への対応など、現在、各学校が抱える課題に対応するためのヒントとなる研修会となりました。（3）は、教育相談部会に対する学校の取組についての本年度の振り返りとなります。取手市における教育相談部会は、他の市町村にはない、学校教職員だけでなくスクールカウンセラーや学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなどが参加し、児童生徒の問題に対しアセスメントをした上で、どのような支援ができるかというプランニングを行い、チームで支援するものです。教育相談部会システムを導入して4年目となりますが、今後も教育相談部会の確実な実施、教育相談的な考え方を生かした対応の推進、教育相談主任の育成、教育相談に関する研修会の実施などを通して、全ての学校が教育相談部会に効果的に取り組むことができたという回答できるように、取り組むたいと考えております。

最後、取手市で取り組んでいる全員担任制が日本教育新聞に掲載されたことについて、報告いたします。3ページとなります。3月4日発行の日本教育新聞におけ

る「じわり広がる学年担任制 効果は」という特集において、本市で取り組んでいる全員担任制が掲載されました。全員担任制に関する記事が掲載されることで、その効果が注目されることと思いますが、東京学芸大学の太田准教授が述べていますように、これまでも取り組んできた児童生徒を複数で見ることで、良さを多角的に見いだすことや、子どもたちにとっては複数の教員が関わることで多様な視点で認められる機会が増えたり、相談しやすい教員を見つけたりすることができるということを、新学期が始まる前に市内の全職員で共有していくとともに、その前提となる、協力し合える教職員の集団づくりという視点についても意識しながら、今後取り組んでいきたいと考えています。この記事が掲載されてから、早速、県内の教育委員会からも幾つか問合せが、全員担任制に関する問合せが来ています。報告は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で報告は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございます。毎年きちんと検証して、教育相談体制を改善されていると思うんです。一つ質問なんですけれども、2ページの改善のところの二つ目にある、教育相談部会と生徒指導部会のリンクというのは、私もとても大事だと思っているんですけど、これ現在はどうなってるか、もう1回確認させていただきたいんですけど。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、御質問のほうありがとうございます。現状として、教育相談部会、生徒指導部会が別々に行われている中で、その情報をどうリンクさせていくかというのが課題となっていて、その部分については今後、各学校の実態を踏まえながら、どうすべきかというのをセンターでも考えていきたいと思っている状況です。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。よろしいですか。この生徒指導部会と教育相談部会は、それぞれ独立的に置いていると。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

はい。今、独立している状況です。

○教育委員（石隈利紀）

なるほど、今回はいじめ防止という大きな方針の中で、教育相談充実ということで教育相談部会ができたということで、とても意味があると思うんですけど、これからの動きやすさということで、生徒指導部会と教育相談部会を一体化するとか、生徒指導部会の中に教育相談部会を置くとか、その辺の特別支援の委員会も含めて、実態に合ったものを市で検討していく時期に来ているのかなという気がして、そこで生徒指導部会、教育相談部会で援助する、取り上げるお子さんは共通していたりもしますので、その辺のシステムをぜひ検討していただければと思います。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

御意見のほうありがとうございます。今後、今いただいた御意見のほうを検討

させていただきます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。先日機会があつて、今年新採だった先生2名とお話しする機会がありました。当市ではありません。ほかの県の先生方だったんですけど、実際にお話を伺ってみると、取手市で当たり前になっている、この全員担任制、あるいは小学校でのチーム指導、また教育相談部会、これはよそではまだまだというか、当たり前ではないんだなということを感じました。というのも、その先生方が口をそろえて言うのは、1年目で何をどうしたらいいか分からないまま1年間が過ぎて、実際に自分のクラスで起きた問題は、どうしてもほかの先生方に相談することがはばかられたと。2人とも口をそろえて、担任を任されたので、何とか自分で、その中で何とかしようという思いで1年間頑張ってきたというような話が聞けました。やはりそれを聞いて、取手市で全員担任制・チーム指導、また教育相談部会のこの方向性は、その子たちが所属している自治体には申し訳なかったんですけど、取手市の方向は間違っていなかったなというのを改めて再確認しました。実際に、1人の学校のほうでは、新採で入ってきた人の離職もあったそうです。特に若い先生方はどうしたらいいのか分からずに、1人で抱え込んでしまう。それがゆえにメンタルの不調、あるいは離職につながるというのも、実際にある問題なんだなというのを思いました。

前回か前々回の定例会のほうで、中学校のほうの全員担任制のほうは大分形にはなってきたけれど、小学校のチーム指導もこれから力を入れて取り組んでもらいたいというようなことも、前回か前々回の定例会のほうでお話もありました。そういったことも含めて、今後も、令和6年度のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

櫻井委員、御意見のほうありがとうございました。そこの3ページにもあるように、この全員担任制だけではないと思うんですが、今の学校の中で大切なのは、教職員が協力し合える集団というのが、まずそこがすごく大切だと思います。どんなに全員担任制・チーム指導といつても、その協力し合える教職員集団というのをしっかりつくっていかなければいけないと思います。そこについては、校長会などを通して、しっかりと協力し合える集団づくりというのをメッセージとして伝えていきたいと考えています。

また、チーム指導については、中学校に比べると、少しどうやっていいかというのが分からない部分もあるので、その辺は小学校の管理職と検討しながら、小学校、各学校の実態に合ったチーム指導というのを行えるように取り組んでいきたいと考えております。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告9の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告9の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から2点ご報告いたします。まず1点目、令和6年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告及び議決結果等の報告です。PDF資料で、議会資料ということで、令和6年2月29日から3月21日まで行われた第1回定例会の会期日程、議決結果、それから一般質問通告の一覧表をお配りしております。詳細につきましては、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて2点目です。4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。委員さんのお手元に、4月の予定行事報告表、本日現在のものがお配りされているかと思えます。教育委員会定例会、4月23日（金曜日）午前中を予定させていただいております。また改めて通知をお出しいたしますので御確認いただければと思います。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、教育委員のほうからございますか。よろしいですか。

では、最後に長時間で恐縮なんですけど——大野課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

すみません、資料の訂正をお願いしたいんですけども、議案第14号、学校医の委嘱についての添付の参考資料なんですけど、資料の6ページになります。新任の学校医の紹介の略歴の中で、松丸医師の学歴が平成60年3月卒業となっております。これ、昭和の誤りですので、訂正のほうお願いいたします。大変失礼いたしました。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

長時間にわたりまして、会議ありがとうございました。ちょっとだけ私から、最後の教育委員会になりますので、お話をさせていただきます。今日の教育委員会の会議を皆さんとやっていただいて、その中からも十分感じ取れるんですけども、教育委員のほうから自由闊達な御意見をちょうだいしまして、本当に教育委員会の会議が活性化といいますか、活発に行われたかなというのは、本当に皆さんのおかげだと思えます。それに対応して事務局とのやりとりがあって、教育委員会の中でも予算の話とか、いろいろな事業の展開とか、いろいろお話ありましたけれども、やはり点検評価の問題も含めて、行政が行うもの、学校が行うもの、地域と一緒にやるものにつきましても、ふだんからの問題点、こういった会議の場が出る問題点を逐次吸収しながら、新たな視点で展開するということの大切さを、この会議の中でも十分感じ取れたこととございますので、事務局に対してそれを期待するところとございます。

冒頭に私から御報告いたしましたけれども、4月から新たなメンバーということで、教育長も代わりますし、新たな教育委員もお入りになります、部課長さんも一部変更でございます。新たな展開ということで御期待申し上げながら、本日の会議を閉じさせていただきたいと思えます。

以上で、今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和6年第3回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

〔拍手〕

午後0時34分閉会